

# 和田岡小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめは、どの学年、どの学級、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係でいる児童はいないとの基本的認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。和田岡小学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

## 1 いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(インターネットを通じて行われるものも含む。)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(いじめ防止対策推進法 平成 25 年度法律第 71 号 第 1 章 総則 第 2 条) より

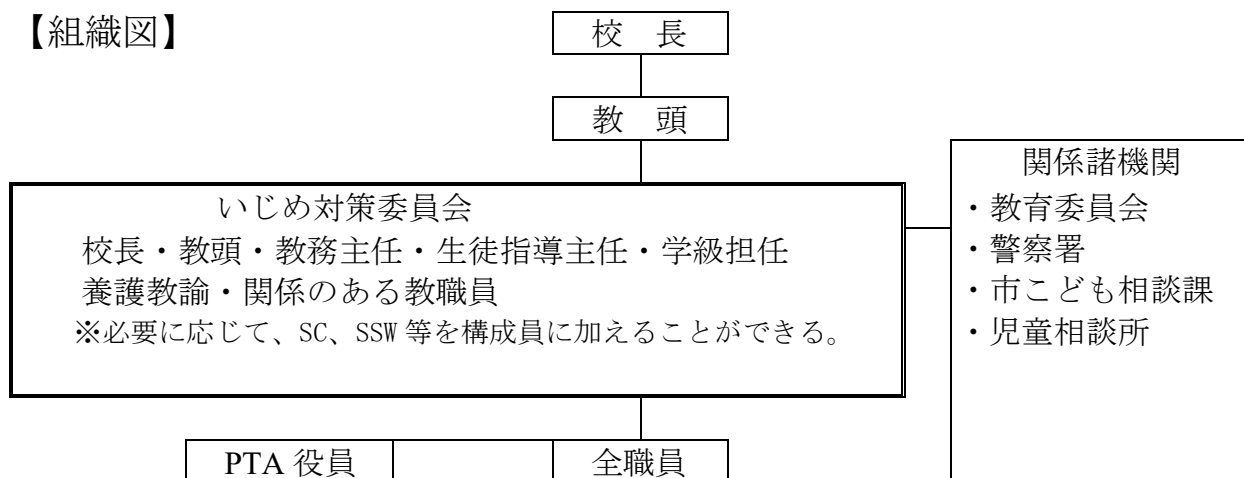
## 2 「いじめ」防止等の組織

(1) いじめ防止等に関する取組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を年 3 回 (6 月、10 月、1 月) 常設する。また、いじめの発見・通報があった場合、生徒指導主任が必要に応じて設置する。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭とする。

但し、校長が必要に応じて、他学年担任、スクールカウンセラー等を構成員に加えることができる。

### 【組織図】



(いじめ対策防止推進法 平成 25 年度法律第 71 号 第 4 章 いじめの防止等に関する措置 第 22 条) より

(3) 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- イ 関係機関、専門機関との連携を図る。
- ウ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
- エ 関係する児童への指導や支援の体制及び保護者への対応方針を決定する。
- オ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあたるかどうかを判定する。
- カ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進を行う。

### 3 「いじめ」の未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものであることを踏まえ、基本的人権の尊重に基づき、児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

授業においては、児童が自ら学習に向かう姿や構えを育てることで、学習に対する達成感・成就感を味わうことで、自己肯定感を高めることができるように努める。また、周りに流されず、正しい行動ができる児童を育てる。

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア インクルーシブ教育を推進していく中で、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校・学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を高める授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア アンケートを定期的実施（年6回）し、記述内容を基に学級担任が児童の様子を掴んで指導をしたり、関係職員と情報を共有し、組織的に対応したりする。アンケートには児童の他者理解や教師の児童理解に繋げる内容も取り入れる。必要に応じて全教職員で情報交換し、ささいなことでも児童のサインを見逃さないように努める。実施日や学年等が分かるようにして、調査児童が卒業するまで保管する。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ 児童が養護教諭に相談する場合があるので、保健室の来室状況を確認したり、養護教諭と積極的に情報共有を図ったりする。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 校内特別支援委員会（子どもを語る会）や作り部会等においても、児童の様子について情報交換をし、指導体制の確認や指導方法の研修を行う。

(3) 令和8年度 いじめ防止・発見のための年間計画

月	いじめ防止・発見のための取組	月	いじめ防止・発見のための取組
4	子どもを語る会	10	ひまわり集会 いじめ対策委員会
5	和田岡っ子アンケート	11	和田岡っ子アンケート
6	和田岡っ子アンケート いじめ対策委員会	12	人権教室(1年) 和田岡っ子アンケート
7		1	ひまわり集会 いじめ対策委員会
8		2	和田岡っ子アンケート 子どもを語る会
9	和田岡っ子アンケート	3	

静岡県版SELの実施

静岡県版SELの実施

4 いじめに対する取組（早期対応・組織で対応・継続指導）

いじめの発見・通報を受けた者は、速やかに生徒指導主任、教頭に報告する。生徒指導主任は「いじめ対策委員会」を組織して情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守ると共に、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」を開き情報を共有する。
- ウ 担任や生徒指導主任等は、被害児童の心のケアを行いながら関係児童から事情を聞く等、事実関係を確認する。加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 児童指導の後、加害・被害児童の保護者には確認できた事実や指導内容、今後の取組方針等を伝え、対応について協力を求める。
- オ 必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して対応する。
- カ 内容や被害の様子から重大事態だと判断される場合は、すみやかに市教委に報告し、対応について相談し連携する。
- キ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教委に相談報告し、警察等との連携を図る。
- ク いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ケ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（①いじめに係わる行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること②被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認すること）が満たされている必要がある。それまで日常的に注意深く見守り、声を掛ける。
- コ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害児童及び加害

児童について日常的に見守り、声を掛ける。

サ 疾病以外で欠席が3日以上続いたと考えられる場合は、関係職員で家庭訪問を行い、安全を確認する。

(2) ネット上のいじめへの対応

ア 発達段階に応じてデジタルシティズンシップ教育を実施する。SNSの安全な使い方等の学習会（携帯安全教室）には保護者も参加する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会及び静岡県警に報告する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）に基づき「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 学校で行う調査の状況については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

(3) 調査結果を市教育委員会に報告する。

(4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

(5) 重大事態とは、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、いじめにより児童が相当の期間または連続して学校を欠席している場合、児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至った申し立てがあった場合、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合とする。

6 保護者や地域、関係機関との連携

(1) 学校ホームページや学校だより等を通して、学校いじめ防止基本方針等のいじめ問題に対する学校の考え方や取組を児童や保護者、地域、関係機関に周知し、共通認識に立った上で、いじめ発見や対応に協力を求める。

(2) いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

(3) いじめ認知件数がゼロであった場合には、その結果を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

(4) 警察や児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

<関係諸機関連絡先>

*掛川市教育委員会	0537-21-1156	*西部児童相談所	0538-37-2810
*掛川市役所こども相談課	0537-21-1190	*掛川警察署	0537-22-0110